



保険給付は、老人保健と変わりません。医療機関などで窓口負担割合は、一般の方で1割、現役並み所得者は3割負担となります。

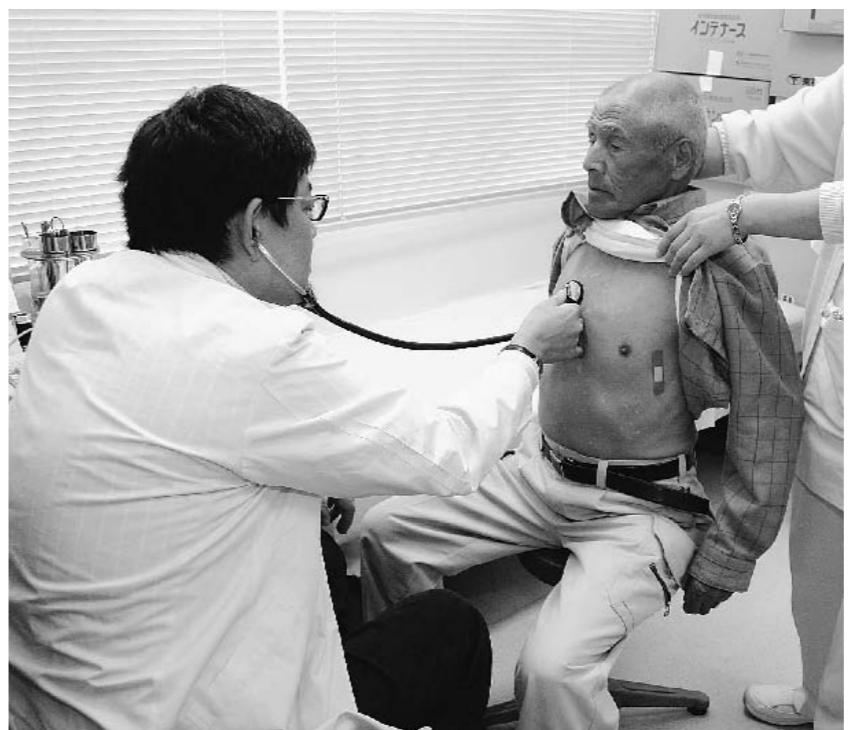
◆新たに「高額介護合算療養費」が給付されます
後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担限度額の合算額が高額になり、新たに設けられる限度額を超えた場合は、その限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

保険給付は老人保健と同じです

◆75歳以上の方
(75歳の誕生日から)
◆65歳以上74歳以下の方で一定の障害をお持ちの方
(広域連合の認定を受けた日から)

◆75歳以上の方
(75歳の誕生日から)
◆65歳以上74歳以下の方で一定の障害をお持ちの方
(広域連合の認定を受けた日から)

被保険者になる方



後期高齢者医療制度が変わります

平成20年4月から

75歳以上の高齢者の医療制度が変わります

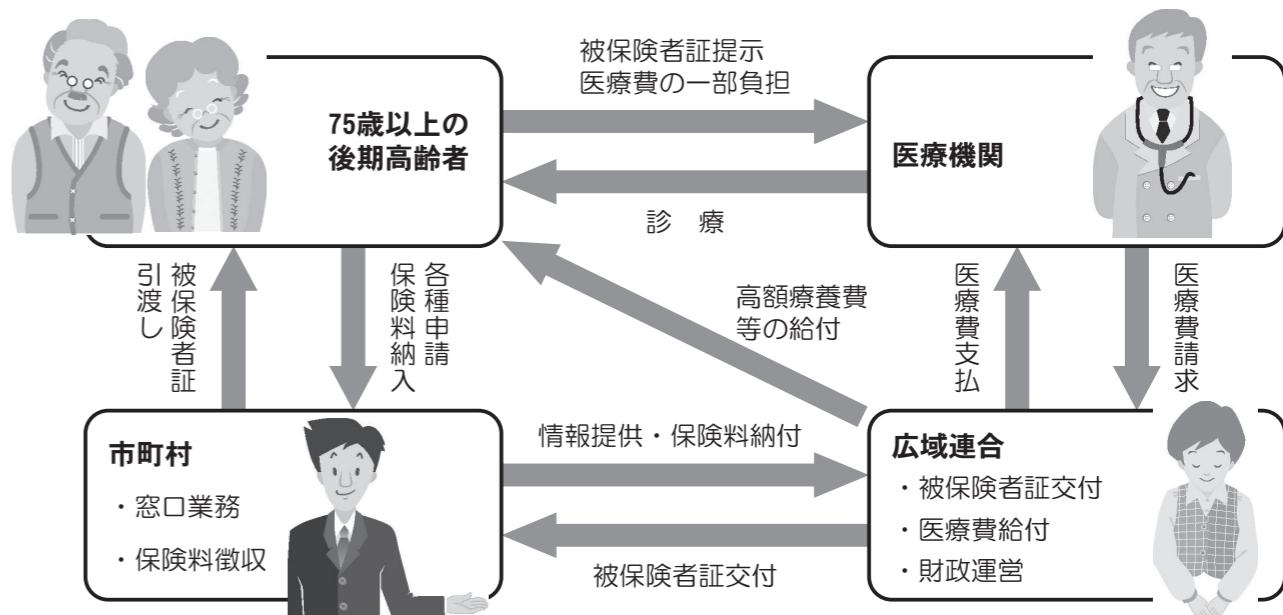
平成20年4月から、75歳以上(一定の障がいをお持ちの方は65歳以上)の高齢者の方は、新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

これまでの老人保健制度では、国民健康保険や健康保険組合に入加入しながら対象となっていましたが、新制度では新たに独立した医療制度となるため、対象者の皆さんは、国民健康保険や健康保険組合などから移ることになります。

また、この新制度により、新たに被保険者証が交付され、加入者全員で保険料を負担していただくことになります。

制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、市町村と連携して事務と財政運営を行います。



福島県後期高齢者医療広域連合とは？

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療の事務および財政運営を行うために、県内すべての市町村が加入して平成19年2月1日に設立された特別地方公共団体です。

福島県後期高齢者医療広域連合

福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL 024-528-9025
FAX 024-521-0254

ホームページ <http://fukushima-kouikirengou.lineup.jp/>

◆問い合わせ先 市民課 国保年金係 (内線126・127)